

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は、
翌日の日)

目 次

◇規 則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示
保険医療機関等の指定

豚等の移入の禁止の解除

豚等の移入の禁止の一部改正

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

入会林野整備計画の認可

都市計画事業の事業計画の変更の認可

指定水防管理団体の指定の一部改正

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の三中「十六万五千円」を「十八万五千円」に改める。

様式第一号の補償の内容の2の(2)中「16万5千円」を「185,000円」に改める。

様式第十号中「165,000」を「185,000円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第六条の三の規定は、昭和五十六年四月一日以後に支給すべ

き事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十八号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「一万二千円」を「一万三千円」に改め、同項第二号中「六千円」を「六千五百円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3 昭和五十六年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係

る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十九号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三条第一号から第五号までに掲げる事業の項中「二千万円」を「二千五百万円」に、「三千万円」を「四千万円」に改め、同表第三条第九号に掲げる事業の項中「二千万円」を「三千万円」に、「三千万円」を「四千万円」に改め、同表第三条第十号に掲げる事業の項中「三千万円」を「四千万円」に、「四千万円」を「六千万円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金

貸付規則の規定により貸し付けている資金に係る貸付けの条件については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百三十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	昭和五十六年五月二十二日
安部内科医院	鳥取市吉方温泉三丁目 八一―一二	昭和五十六年五月二十六日
辻谷 医院	米子市樫町三丁目一八一―三	昭和五十六年五月二十三日
名島外科医院	倉吉市東岩倉町二二三六	昭和五十六年五月二十五日
北山内科クリニ ック	倉吉市巖城三四九	昭和五十六年五月十五日

立川眼科耳鼻咽喉科診療所

境港市湊町一五六

昭和五十六年五月二十八日

石田 医院

気高郡青谷町青谷
三九三六一―

昭和五十六年五月二十三日

中野 医院

東伯郡東伯町保五五―二

〃

富谷歯科医院

倉吉市河原町一九〇四

昭和五十六年五月十七日

有限会社増谷慶一郎薬局境港営業所

境港市中町五九

昭和五十六年五月十五日

野口歯科医院

米子市旗ヶ崎五四五―一八

昭和五十六年五月二十三日

鳥取県告示第五百三十一号

昭和五十六年一月鳥取県告示第五十四号(豚等の移入の禁止について)及び昭和五十六年三月鳥取県告示第二百五十五号(豚等の移入の禁止について)は、廃止する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十二号

昭和五十五年十二月鳥取県告示第千七百七十号(豚等の移入の禁止について)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「及び栃木県河内郡」を削る。

鳥取県告示第五百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、八東地区第四工区県営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年六月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
八東町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百三十四号

昭和五十六年三月二日付けで赤碕町から申請のあった土地改良（前野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年六月三日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
赤碕町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第五百三十五号
- 八東町から申請のあった町営土地改良（佐崎地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年五月二十七日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十六号

昭和五十六年四月二十日付けで倉吉市から申請のあつた福米地区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年六月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
樟原地区ほ場整備事業	昭和五十五年三月二十五日	用瀬町
鷹狩地区ほ場整備事業	"	"

鳥取県告示第五百三十八号

西伯郡大山町佐摩二二六番地佐摩入会林野整備組合長松原正實から申請のあつた佐摩入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十六年五月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年三月一日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 倉吉市清谷字興三治、字下前河原、字大石橋、字上前河

原、字北田平及び字西ノ谷山並びに福庭字北田及び字外河

原地内で区域を変更し、清谷字北田、福庭字中井田、字下

河原及び字下前河原、新田字善太夫田及び字柳原並びに河

北町字善太夫田を加える。

使用の部分 なし

鳥取県告示第五百四十号

昭和五十五年七月鳥取県告示第六百五号（指定水防管理団体の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年六月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

〔国府町 国府町長

岩美町 岩美町長

福部村 福部村長

気高町 気高町長

鹿野町 鹿野町長

青谷町 青谷町長

郡家町 郡家町長

船岡町 船岡町長

河原町 河原町長

用瀬町 用瀬町長

佐治村 佐治村長

智頭町 智頭町長

羽合町 羽合町長

東郷町 東郷町長

三朝町 三朝町長

関金町 関金町長

を
に改める。

〔国府町 国府町長
福部村 福部村長
河原町 河原町長
用瀬町 用瀬町長
智頭町 智頭町長
関金町 関金町長
西伯町 西伯町長

会見町	会見町長
岸本町	岸本町長
日野町	日野町長

東伯町	東伯町長
赤碕町	赤碕町長
西伯町	西伯町長
会見町	会見町長
岸本町	岸本町長
淀江町	淀江町長
大山町	大山町長
名和町	名和町長
中山町	中山町長
日南町	日南町長
日野町	日野町長
江府町	江府町長